文教警察企業常任委員会資料

令和2年9月16日

企 業 局

目 次

I 令和2年9月定例県議会提出報告書関係

○ 県が出資している法人等の経営状況について ・・・・・・・・1ページ

令和2年9月定例県議会提出報告書(県が職員ている法人等の経営状況について) 一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター (145~149ページ・205~206ページ)

Ⅱ その他報告事項

○ 災害等による一ツ瀬川県民ゴルフ場の一時閉鎖等について ・・・・・2ページ

I 令和2年9月定例県議会提出報告書関係

県が出資している法人等の経営状況について

企業局総務課経営企画室

1 法人等の名称

一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター

2 沿 革

平成元年11月 財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター設立

平成2年11月 一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の運営業務の受託者と して施設の管理運営開始

平成18年4月 一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の指定管理者として 施設の管理運営開始

平成24年4月 一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターへ移行

令和元年3月 一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の指定管理者としての

施設の管理運営終了

令和元年6月 解散

令和2年2月 清算結了

3 組織(解散時点)

(1) 役員 理事長 1名 理事 4名 計5名

(2)職員 0名

(※ 当該法人職員で継続雇用を希望する者 (7名) は全員が新しい指定管理者にて継続雇用されている。)

4 県からの出資額

2,100千円

5 事 業

令和元年度は事業実績なし

Ⅱ その他報告事項

災害等による一ツ瀬川県民ゴルフ場の一時閉鎖等について

1 コースの冠水による一時閉鎖

(1) 概要

令和2年7月豪雨及び台風10号による一ツ瀬川の水位上昇により、一ツ瀬川県民ゴルフ場のコースが全面冠水し、施設の一時閉鎖を2回行ったもの。

(2) 一時閉鎖の状況

- ① 7月豪雨による冠水
 - ・7月4日(土)~14日(火)(11日間)の閉鎖 復旧作業(流木・汚泥の除去、流出したバンカーの砂入れ等)
 - 7月15日(水) アウトコース (9ホール) のみで営業再開
 - · 7月19日(日) 全面営業再開
- ② 台風10号による冠水
 - ・9月7日(月)~8日(火)(2日間)の閉鎖 復旧作業(枝木等の除去)
 - · 9月9日(水) 全面営業再開

(3) コース冠水への対応

コースの冠水が予想される場合には、被害を最小限に抑えるため事前の対策 を講じるとともに、冠水後は、早期に営業が再開できるよう指定管理者と連携 した復旧作業に取り組んでいる。

〈主な取組内容〉

- ・ 復旧作業のための機材、人員体制の速やかな確保。
- ・ 被害状況に応じた集中的な復旧作業による早期再開。



冠水状況 (7月4日)



7月の復旧作業の様子

2 新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業等

(1) 概要

本施設が所在する西都市・児湯郡圏域が新型コロナウイルスの「感染状況 が厳しい圏域」に指定されたことから、臨時休業及び利用制限を行ったもの。

(2) 臨時休業及び利用制限の期間

① 臨時休業

7月27日(月)~8月2日(日)(7日間)

② 利用制限

8月3日(月)~8月16日(日)(14日間)

〈利用制限の内容〉

- ・レストランの営業休止
- ・クラブハウスの利用は原則として受付とトイレのみ
- ・県外客(感染流行地域)の利用禁止 ※8月17日以降も継続中

(3) 感染拡大防止策の実施

本施設では、ゴルフ場業界団体が定めたガイドラインに準拠した「一ツ瀬川県民ゴルフ場における『新型コロナウイルス感染症』感染拡大防止に向けた取組方針」を作成し、感染拡大の防止を図りながら運営を行っている。

〈主な取組内容〉

- 利用者全員に対して、受付時に検温を実施。
- ・ 受付窓口では、透明のビニールカーテンを設置するほか、ソーシャル ディスタンスの確保に必要な距離を床面に明示。
- ・ レストランでは、テーブルの数を減らして間隔を開け、座席が対面に ならないよう配置するほか、定期的に窓を開放。





感染拡大防止策 (受付・レストラン)